

## 選挙公報掲載文記載上の注意

選挙公報は、候補者から提出された原稿を写真にとって印刷しますから、体裁等については十分研究されるとともに、以下の注意事項をよく読んで、原稿を作成してください。

### 第1 原稿用紙の使い方

ア 原稿用紙は、町選挙管理委員会が交付したもののほかは使用することができません。

イ 原稿用紙の大きさは、選挙公報に掲載される大きさと同じです。

ウ 掲載文は、黒枠内に記載しなければなりません。たとえ黒枠外に書いても掲載されませんので、注意してください。

エ 右端の氏名欄には、必ず氏名（通称認定書を交付されている場合は、その認定書に記載されている通称。ふりがなを含む。）を縦書で記載してください。

オ 原稿用紙の淡黄色の線及び方眼は、写真で撮影するときには写りません。

この方眼は、後述のようにペン又は毛筆で記載する場合に用いるものですから、活字によって記載する場合はこの方眼によらず、また、別の白紙に印刷したものを欄内に貼っても差し支えありませんが、しわにしたり汚したりしないように注意してください。

カ 原稿用紙黒枠内の右上の黒点線の枠内は、写真を掲載する部分ですから、何も書かないでください。

キ 添付する写真は、白黒又はカラー写真で、選挙期日前3箇月以内に撮影した上半身、正面向き、無帽のものとし、その裏面には、候補者の氏名及び撮影年月日を記入してください。また、写真は、原稿用紙に貼り付けないで提出してください。

ク 誤字はもちろんですが、汚損、破損、折目等もそのまま写真に写りますから、原稿用紙の取扱いには十分注意してください。

ケ 黒枠上又は枠線に文字がくっつきますと、線を取るとき字が欠けますから、上下左右とも、多少の間隔を取っておいてください。

### 第2 記載の方法

#### 1 使用できる文字等

使用できる文字等に制限はありません。ただし、写真（第1キの写真を除く。）は、使用することができません。

#### 2 字数等

掲載文の字数には制限がありません。ただし、掲載文に図画、図表その他これらに類するものを記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはいけません。

#### 3 筆記具の種類とその使い方

筆記具は、活字（パソコン等で作成したものを含む。） 、ペン又は毛筆のほかは使用できません。なお、黒色以外の色素を用いても写真に写りませんので、必ず黒色で十分濃いものを使っ  
てください。

① 活字を使用する場合

活字の大ききは、制限ありません。ただし、氏名欄及びその上下の欄に記載する文字は、  
枠に着いたり、はみだしたりしない活字を使用してください。

② ペン又は毛筆を使用する場合

ア 活字を使用する場合と異なり、淡黄色の方眼によって書いてください。

イ 文字の大ききは制限ありませんが、3ミリ平方より小さい字を書きますと印刷技術上不  
鮮明になるおそれがありますので、注意してください。また、氏名欄及びその上下の欄に  
記載する文字は、枠に着いたり、はみだしたりしないようにしてください。

ウ 必ず濃い黒インク又は墨汁を使ってください。青インク、鉛筆等を用いてはなりません。

4 原稿用紙の再交付

原稿用紙は一候補者に3枚渡しますが、もし3枚とも汚損した場合は、町選挙管理委員会まで  
申し出てください。

第3 その他

ア 町選挙管理委員会は、以上の注意事項に違反した文字等の記載について訂正を求めた場合に、  
求めに応じないときは、職権により訂正することがあります。

イ 掲載申請された掲載文原稿及び写真は、返還しません。

垂井町選挙管理委員会

(参考)

